

# 令和 4 年度定期監査（後期）結果報告書

令和 4 年 12 月

港区監査委員



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和 4 年度定期監査（後期）の結果を、同法同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

令和 4 年 12 月 13 日

港区監査委員

徳 重 寛 之

同

高 橋 元 彰

同

池 田 幸 司

同

有 賀 謙 二



## 《目 次》

第 1	監査対象部局及び実施期間	1
第 2	監査の概要	1
1	監査の主な観点	1
2	監査対象施設	2
第 3	監査の結果	2
1	指摘事項	2
2	意見事項	4

## 第1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 みなと保健所	令和4年8月30日～9月30日

## 第2 監査の概要

### 1 監査の主な観点

#### (1) 予算の執行について

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 予算の執行は、適法かつ合理的に行われているか。
- ウ 事務処理は、適正に行われているか。

#### (2) 収入事務について

- ア 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 徴収・収納事務は、適正に行われているか。

#### (3) 支出事務について

- ア 支出は、予算目的に沿って行われているか。
- イ 支出の手続きは、適正か。

#### (4) 現金・金券の取扱い、保管について

- ア 現金・金券の取扱いは、適正に行われているか。
- イ 現金・金券の保管・管理は、適正に行われているか。

#### (5) 契約事務について

- ア 契約の方法は、適正か。
- イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- ウ 契約は、適正に履行されているか。

(6) 財産管理事務について

- ア 財産の管理は、適切に行われているか。
- イ 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- ウ 施設の維持管理は、適切に行われているか。

## 2 監査対象施設

所 管	名 称
高輪地区総合支所	高輪保育園、伊皿子坂保育園、白金保育園 豊岡児童館、高輪児童館、白金台児童館

## 第3 監査の結果

予算の執行、収入、支出、現金・金券の取扱い及び保管、契約、財産管理等に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次のような指摘事項と意見事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

### 1 指摘事項

(1) 支出に係る証拠書類の取扱い等に関する指導について

【会計室】

定期監査（後期）対象部局の令和3年度の支出に係る証拠書類（見積書、請書兼検査証兼請求書、納品書等）において、鉛筆又は消せるボールペンで記載されていたもの14件、書類を削って日付が修正されていたもの5件、日付が空欄だったものが12件あった。

会計事務に関しては、これまでも職員の経験年数・職層等に応じた説明会や、各部局に対する訪問指導を実施し、適正な事務処理の徹底に取り組んできたと理解しているが、十分な改善には至っていない。

会計書類の適切な作成と迅速な処理について、誤った処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して、引き続き指導を徹底すべきである。

(2) 会計年度の処理について

【芝地区総合支所 管理課】

「芝コミュニティはうす空調機洗浄業務委託」の工事引渡書及び「芝地区区民協働スペース等機械警備委託」の令和4年3月分の報告書について、年度を超えた令和4年4月11日に収受していた。

地方自治法第208条では、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとしている。

会計年度独立の原則に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(3) 会計年度の処理について

【芝地区総合支所 協働推進課】

「区設掲示板管理業務委託」3月分について、実績報告書の報告日は令和4年3月31日と記載されているが、年度を超えた令和4年4月6日に収受していた。

地方自治法第208条では、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとしている。

会計年度独立の原則に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(4) 会計年度の処理について

【芝浦港南地区総合支所 管理課】

「子育てひろば事業（あっぱい台場）運営業務委託（3月分）」の事業報告関係書類等の報告書について、年度を超えた令和4年4月4日付けで提出され、令和4年4月5日に収受していた。

地方自治法第208条では、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとしている。

会計年度独立の原則に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(5) 前渡金の適切な処理について

【豊岡児童館】

「児童館・学童クラブの日常活動に伴う経費について、前渡金の清算が5日以内にされていなかった。

会計事務規則第86条では、資金前渡を受けた者は、その用件終了後5日以内に清算書を会計管理者に提出しなければならないとされている。

会計事務規則に基づき適正な処理を行うよう徹底すべきである。

(6) 業務委託の確認について

【芝地区総合支所 協働推進課】

「令和3年度港区共同住宅防犯対策助成事業防犯診断業務委託」について、契約書に

よる契約であるため、契約事務規則第 61 条の別表では、検査員は所属長となるが、業務完了報告書が課長まで供覧されていなかった。

文書管理規程では、報告書等の文書を受領したときは、收受したのち主務課長の指示により速やかに供覧等の処理を行わなければならないとしている。

業務実施報告書は、所管課が主体性をもって委託業務の履行状況を確認し、管理するうえで不可欠な文書である。主務課長は文書管理規程に基づき適切に処理するとともに、業務完了の確認を確実に行うべきである。

## (7) 業務委託の確認について

【高輪地区総合支所 協働推進課】

「港区チャレンジコミュニティ大学入学予定者胸部レントゲン検査等委託」について、契約書による契約であるため、契約事務規則第 61 条の別表では、検査員は所属長となるが、業務完了報告書が課長まで供覧されていなかった。

文書管理規程では、報告書等の文書を受領したときは、收受したのち主務課長の指示により速やかに供覧等の処理を行わなければならないとしている。

業務実施報告書は、所管課が主体性をもって委託業務の履行状況を確認し、管理するうえで不可欠な文書である。主務課長は文書管理規程に基づき適切に処理するとともに、業務完了の確認を確実に行うべきである。

## 2 意見事項

### (1) 文書事務の指導について

【総務部 総務課】

定期監査（後期）対象部局の令和 3 年度の文書に係る事務について、以下の事例があった。

今回の監査実施においても、鉛筆や消せるボールペンで記載されていたもの 14 件、書類を削って日付が修正されていたもの 5 件、事業原議が起案されていないもの 12 件、訂正印や收受印の押印がなかったものが 8 件あった。

文書事務については、未だ継続して不適切な処理が散見される。不適切な処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して適切な文書事務処理について改めて厳重に指導されたい。

### (2) 契約事務の指導について

【総務部 契約管財課】

定期監査（後期）対象部局の令和 3 年度の契約に係る事務について、以下の事例があった。

今回の監査実施においても、会計・契約証拠書類（見積書、請書兼検査証兼請求書、納品書等）において、鉛筆や消せるボールペンで記載されていたもの14件、会計・契約証拠書類の日付が空欄だったもの12件、さらに、契約日、納入又は完了年月日、検査年月日、見積書及び納品書の日付に齟齬があるものが6件あった。

契約事務処理については、未だ継続して不適切な処理が散見される。不適切な処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して適切な契約事務処理について改めて厳重に指導されたい。

(3) 地外旅費の処理について

【麻布地区総合支所 区民課】

旅行する場合は事前に上長が命令（発令）した後に実施しなければならないが、令和3年11月17日に旅行した地外旅費は、自宅からの出発であるにも関わらず、旅行命令簿に記載された発令年月日が旅行日と同日の令和3年11月17日であった。

職員の旅費支給規程等に基づき適正な処理を行うよう徹底すべきである。

(4) 地外旅費の処理について

【赤坂地区総合支所 協働推進課】

和歌山市実地踏査に係る地外旅費について、出張計画書の日付及び旅行命令簿の発令年月日が、旅行日（令和3年10月25・26日）後の令和3年10月29日となっていた。

本来、旅行する場合は事前に上長が命令（発令）した後に実施しなければならない。職員の旅費支給規程等に基づき適正な処理を行うよう徹底すべきである。

(5) 調定事務の遅延について

【芝浦港南地区総合支所 管理課】

会計事務規則第23条第1項ただし書きでは、同一科目に属する歳入で、日々調定をするものについては、毎月分をとりまとめ、翌月の初日から起算して5日以内に会計管理者に通知することとしている。

区民センター使用料について、手続きが遅れたものが2件あった。

① 台場区民センター使用料（5月分） 令和3年6月8日起票

② 芝浦港南区民センター使用料（5月分） 令和3年6月8日起票

調定事務及び会計管理者への通知については、会計事務規則に基づく適正な処理を徹底されたい。

(6) 補助金の支出処理について

【芝地区総合支所 協働推進課】

「港区安全安心まちづくり補助金」に係る以下の書類について、要綱で定めた期日までに提出及び受理されていなかった。

- ① 防犯カメラ整備費補助金交付申請書 1件
- ② 防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書 4件
- ③ 防犯カメラ維持管理費補助金に係る実績報告書 2件

支出処理は要綱等の規定に基づき適切に行うべきである。なお、関係要綱が支出処理の実態に即していない状況がある場合は、要綱の改正を検討するなど規定に基づき適正な支出処理を行うように努められたい。

(7) 適切な検査事務について

【芝地区総合支所 協働推進課】

「令和3年度あき缶プレス機の点検」について、履行期限は令和4年3月4日としており、請書兼検査証兼請求書には検査日が令和4年3月2日と記載されているが、点検結果報告書は令和4年3月11日に提出及び收受されていた。

本来、作業報告書の提出により履行を確認し、検査を行うものである。支出の根拠となる作業報告書等の適切な確認及び事務処理を徹底されたい。

(8) 適切な検査事務について

【赤坂地区総合支所 協働推進課】

契約事務規則第61条の別表では、検査員が担当係長、立会員が物品出納員と定められているが、「あき缶プレス機の購入」について、検査員を物品出納員、立会員を担当者が行っていた。

検査にあたっては、契約事務規則に基づき適切な事務処理に努められたい。

(9) 適切な検査事務について

【高輪地区総合支所 まちづくり課】

契約事務規則第61条の別表では、立会員及び受領者が物品出納員と定められているが、「格納箱ほか購入」について、受領を物品出納員以外の職員が行っていた。

検査にあたっては、契約事務規則に基づき適切な事務処理に努められたい。

(10) 適切な検査事務について

【白金台児童館】

契約事務規則第61条の別表では、検査員と立会員は兼ねられないとされているが、「デザートスプーンほかの購入」について、検査及び立会を同じ職員が行っていた。

検査にあたっては、契約事務規則に基づき適切な事務処理に努められたい。

(11) 適切な検査事務について

【芝浦港南地区総合支所 管理課】

契約事務規則第61条の別表では、立会員は物品出納員と定められているが、「集会室オ

ーディオミキサーの支出について」、「ソフトフォーミングボーダーセットの支出について」、「ホワイトボードの購入について」について、立合及び受領を物品出納員以外の職員が行っていた。

検査にあたっては、契約事務規則に基づき適切な事務処理に努められたい。

(12) 業務委託の確認について

【芝浦港南地区総合支所 協働推進課】

「芝浦港南地区「みなとタバコルール」清掃等業務委託」について、仕様書では作業終了後、翌月の5日までに作業日報などの書類を発注者に提出し、確認を受けることとしているが、各月の報告書の表紙には日付の記載がなく、所管課の收受印も押されていないかった。

仕様書に定めた提出書類は、委託業務の実施状況を確認し、適切な業務管理をするうえで不可欠な文書である。主務課長は仕様書で定められた提出期限を遵守させ、適正な事務処理を徹底されたい。

(13) 適正な契約事務について

【みなと保健所 健康推進課】

「港区在宅緩和ケア病床利用業務委託」について、契約書に契印が押されておらず、添付されている仕様書が「仕様書(案)」となっていた。また、内訳書では、単価の「税込」や一部文言の訂正が鉛筆書きだった。

契約書や仕様書は契約締結を行う際の根幹となる書類である。十分な書類の確認をもって、適正な契約事務を徹底されたい。